

往電第六六号ニ関シ

北平ヨリ来京セル白耳義公使館参事官「ジェレード」一日
本官ヲ来訪内話セル処ニ依レハ外交次長徐談ハ同人ニ対シ
支那ハ連盟規約第十五条第四項ニ依ル報告及勧告カ少ク共
(一)日本ノ軍事的満州占領ヲ不当トシ (condemnation)
(二)事実ニ基ク公正 (Just and proper) ナルモノタルヲ要シ
(三)満州ニ対スル支那ノ主權ヲ認メシムルモノヲラサルヘカ
ヲラサルト

ヲ主張スル次第ニシテ若シ前記報告及勧告カ右二点ノ何レ
カラ「ネグレクト」スルコトアラハ支那政府ハ失望 (disap-
point) スヘシト述ヘタルカ失望ノ結果連盟ヲ脱退スヘシ
ト迄ハ言ハス更ニ進シテ最近ニ於ケテ連盟殊ニ少数大國ノ
態度ハ徹頭徹尾日本ノ肩ヲ持テ連盟ノ精神タル正義ト公平
トヲ忘レタルカ如シト不平ヲ言ヒタル上若シ第十五条第三
項乃至第四項ニ依ル連盟ノ決定カ日本ノ主張ヲ満足セシム
ルカ如キモノナルトキハ連盟ハ全ク其權威ヲ失墜スヘシ幸
「イーマンズ」氏ハ十九國委員会ノ議長タル重責ニ在ル次
第ナルヲ以テ右支那政府ノ意向ヲ同氏ニ伝達アリ度キ旨述
ヘタル趣ナリ

ミ「レダクション」確定前一応詰問アリ度此ノ点冒頭
貴電末尾ノ次第モアルニ付念ノ為メ)

(四)「リットン」報告十原則ヲ基礎トシテ行動スル和協
委員会ノ権限モ十二月十五日原案ノ如キモノニテハ到
底容認シ難ク少ク共十二月十七日起普委員会ヲ通過セ
ル案(客年貴電第一五八号ノ一)ノ如ク現実ノ事態ニ
留意シテ両当事國間ノ和協ヲ計ルコトヲ主旨トスルモ
ノナルコトヲ要ス

二、我方トシテハ以上ノ趣旨ニ依リ誠意ヲ以テ和協ノ為メ
極力努力スル考ナルモ前記(四)及(五)ハ我方ノ最終ノ目最少
限度ノ要求ナルヲ以テ連盟側ニ於テ右ヨシキ受諾シ難シ
トセハ我方ハ最早譲歩ノ余地ナク其ノ結果第四項ノ適用
ヲ見ルモ敢テ之ヲ阻止セムトスルモノニ非ス

三、將又第四項ノ適用ニ移リタル場合我方ニ於テ連盟脱退
ノ措置ニ出ツルヤ否ヤハ第四項ニ基ク報告及勧告ノ内容
ヲ慎重検討シタル上自主的ニ之ヲ決定スヘシ

就テハ叙上ノ次第御答ノ上可然御措置相成度
米、支、北平、南京、滿ハ電報セリ
土ヲ除ク在歐各大使ニ電報アリ度

前電補足旁御參考迄
前電ノ通り電報セリ

259 昭和8年2月1日

内田外務大臣より
在シネエツ連盟代表宛(電報)

第十五条第四項適用の場合の措置について

第一四号 暗、極秘大至急
貴電第七五号ニ関シ

一、結局問題トシテ残ル所ハ(一)理由書第九項及(四)和協委員
会権限ノ二点ノミナルカ(非連盟國招請ノ件ハ当然「ド
ロップ」シタルモノト認メ又其他ノ点ハ最早問題トセ
ス)

(一)理由書第九項ハ十二月十五日原案ノ如ク満州國不承
認ノ趣旨ヲ直接明確ニ誌シ為メニ帝國ノ対滿政策ヲ正
面ヨリ誹議シ日本國民ノ自尊心ヲ傷クル結果トナル記
載振ハ到底容認シ難キモ右ノ次第ヲ考慮ニ入レテ辭句
ノ修正ヲ行ヒ例ヘハ客年三月十一日ノ決議乃至「ドラ
モンド」杉村新案(貴電第七号)第九項ノ如キ漠然タ
ル記載振トナスニ於テハ受諾方考慮スヘシ(尚右右ノ
趣旨ニ依リ修正方話合付ク場合ニモ事柄ノ重大性ニ顧

260

昭和8年2月1日

内田外務大臣より
在シネエツ連盟代表宛(電報)

議長宣言案第九項に関する我方方針連盟側にて

第二五号 暗、極秘大至急

往電第二四号ノ一(一)ニ関シ
連盟ニ於テ第十五条第三項ニ基キ両当事國間ノ和協ヲ計
ルモノナル以上当事國ノ一方タル帝國政府ノ満州國承認
ヲ正面ヨリ否認スルカ如キ結果トナル記載振ノ不可ナル
ハ例ヘハ「満州國ヲ承認スヘシ」ト記載スルコトカ和協
ノ趣旨ニ反スルト同様ナリ我方ニ於テハ帝國政府ノ満州
國承認ヲ否認スルカ如キコトヲ記載スヘカラスト主張ス
ルモサレハトテ他ノ連盟國ニ対シ同國ノ承認ヲ勧奨スル
カ如キコトヲ記載セヨト云フニハ非スシテ承認スヘシト
カ又ハ承認スヘカラストカヲ初メヨリ予断スルコトナク
シテ和協ニ臨ムコト和協ノ性質上当然ナリトナスニ外ナ
ラス

(二)我方ニ於テハ以上ノ主張カ極メテ公正妥当ナルヲ信スル
モノナルカ而モ尚(一)第七原則ヲ包含スル「リットン」報